第十八条の十三の四第一項第二号中「第二十五条の十の二第十二項（同条第十八項）を「第二十五条の十の二第十一項（同条第十七項）に、「同条第十二項第二号」を「同条第十一項第二号」に、「第二十五条の八の二第九項」を「第二十五条の九の二第九項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の二第十二項各号（同条第十八項」を「同条第二十五条の十の二第十一項各号（同条第十七項」に、「同条第十五項第二十一号」を「同条第十四項第二十一号」に、「同条第十五項第二十二号」を「同条第十四項第二十二号」に改める。

第十八条の十三の五第二項第五号ホ⑴中「。以下この号において「平成二十年改正令」という。」を削り、「をいう」の下に「。⑵において同じ」を加え、同号ホ⑵を次のように改める。

⑵　法第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等の譲渡（公開等特定株式の譲渡に該当するものを除く。）

第十八条の十三の五第二項第十号イ中「所得税法第二百二十五条第一項」を「無記名の公社債の利子、施行令第二十五条の十の七第三項」に改め、同号ホ中「に法」の下に「第三条の三第三項（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）」を加え、同号ト中「法」の下に「第三条の三第四項、」を加え、同項第十一号ニ中「第八条の三第二項第二号」を「第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等以外の同条第二項に規定する国外公社債等の利子等、第八条の三第二項第二号」に、「ニに」を「へに」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「ニに」を「ハ及びヘに」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「イ、ハ及びニ」を「ロ、ハ、ホ及びヘ」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「イに」を「ロに」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　法第三条の二に規定する特定株式投資信託の収益の分配　その年中の当該特定株式投資信託の収益の分配に係る前号ハに掲げる金額の総額、同号ホに掲げる金額の総額及び同号ヘに掲げる金額の総額

第十八条の十三の五第二項第十一号にイとして次のように加える。

イ　公社債の利子（所得税法第二十三条第一項に規定する利子をいい、へに掲げるものを除く。イにおいて同じ。）　その年中の当該公社債の利子に係る前号ハに掲げる金額の総額、同号ホに掲げる金額の総額及び同号へに掲げる金額の総額

第十八条の十三の五第六項中「第三十七条の十二の二第十一項（法第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十二の二第九項（法第三十七条の十三の二第十項」に、「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項」に、「第十八条の九第一項」を「第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項」に改め、同条第七項中「第十八条の九第一項」を「第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項」に、「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項」に改める。

第十八条の十三の七第一項第五号中「係る」の下に「利子所得及び」を加え、同条第三項第一号中「第八条の三第三項」を「第三条の三第三項（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。以下この項及び第五項において同じ。）、第八条の三第三項」に改め、同項第二号及び第三号中「第八条の三第三項」を「第三条の三第三項、第八条の三第三項」に改め、同条第五項中「、源泉徴収選択口座内配当等につき法」の下に「第三条の三第三項、」を加え、同項第二号及び第三号中「つき法」の下に「第三条の三第三項、」を加える。

第十八条の十四第一項を次のように改める。

第十八条の九第二項の規定は施行令第二十五条の十一第四項の規定により確定申告書に添付すべき同項の明細書について、第十八条の九第三項の規定は施行令第二十五条の十一第六項において準用する施行令第二十五条の八第十八項に規定する申請書の記載に関し必要な事項について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条の九第三項中「第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」とあるのは「第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（以下「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）」と、「同項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「同条第七項において準用する同法第三十七条の十第六項第五号（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定により適用される法第七十二条（雑損控除）、第七十八条（寄附金控除）、第八十六条（基礎控除）及び第八十七条（所得控除の順序）の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用後の一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読み替えるものとする。

第十八条の十四第二項中「、施行令第二十五条の十一第五項の規定により確定申告書に添付すべき同項の明細書について、第十八条の九第三項の規定は施行令第二十五条の十一第七項」に、「第二十五条の八第十六項」を「第二十五条の八第十八項」に、「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に、「第十八条の九第二項中」を「第十八条の九第三項中」に、「（株式等」を「（一般株式等」に、「第三十七条の十二第一項」を「第三十七条の十二第三項」に、「「株式等」を「「一般株式等」に、「とあるのは「株式等」を「とあるのは「上場株式等」に、「以下「株式等」を「以下「上場株式等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に、「同条第八項」を「適用後の株式等」を「適用後の上場株式等」に改める。

第十八条の十四の二第一項中「、上場株式等の譲渡」を「、法第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等の譲渡（以下この項及び次項において「上場株式等の特定譲渡」という。）」に、「上場株式等以外の株式等（法第三十七条の十第二項において「上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡（以下この項及び次項において同じ。）の譲渡」を「上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡（以下この項及び次項において「上場株式等の一般譲渡」という。）」に、「当該上場株式等の特定譲渡」を「当該上場株式等の一般譲渡」に、「年分の株式等」を「年分の法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「上場株式等の譲渡」を「上場株式等の一般譲渡」に改め、同条第二項第一号中「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に改め、同項第二号中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項」に、「当該譲渡」を「上場株式等の特定譲渡」に、「当該上場株式等以外の株式等」を「上場株式等の一般譲渡をした上場株式等」に、「第十八条の九第一項各号」を「第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項各号」に改め、同条第三項中「第三十七条の十二の二第八項」を「第三十七条の十二の二第七項」に、「第三十七条の十二の二第六項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十二の二第八項」を「第三十七条の十二の二第七項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第五項中「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に改め、同項第三号中「、同項第八号の規定により読み替えて適用される同条第二号」を削り、同条第八項中「第六項」を「第五項」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第九項中「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「第十八条の九第二項」を「第十八条の十第三項」に、「「株式等」を「「上場株式等」に、「第三十七条の十第一項」を「第三十七条の十一第一項」に改める。